

一般社団法人アーバンデザインセンターおおむた 会員規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人アーバンデザインセンターおおむた（以下、「当法人」という。）定款第3章「会員」に関する入会及び退会に関し必要な事項を定める。

（入会）

第2条 当法人の会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準により、正会員は理事会における入会承認をもって当該資格を取得し、賛助会員は代表理事による入会承認をもって当該資格を取得する。入会日は、会員資格を取得した日とする。

（1）当法人の目的に賛同し、定款の規定に該当する者であること。

（2）当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けた者でなく、かつ現在において未納会費がない者であること。

3 入会の可否を決定したときは、所定の会員登録連絡書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

（入会金及び会費）

第3条 入会者は、入会金及び会費を入会日の属する事業年度から、事業年度ごとに当法人に納入しなければならない。

2 会員の種別及び区分ごとの入会金及び会費を、別表1に定める。

3 会費の納入期限は、当該事業年度の末日とする。

4 正会員に入会を希望する別に定める法人及び団体が正当な理由により、会費を納入することが困難な場合、当法人は理事会の承認をもって、当該法人及び団体に対し会費の一部または全額の減免を認めることができる。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第4条 会員が定款第10条の規定によりその資格を喪失した場合、当法人に対する会員としての資格を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免除することはできない。

（会費、その他拠出金品の不返還）

第5条 定款第10条の規定により資格を喪失した会員が、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（登録変更及び退会）

第6条 会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の会員登録変更届を提出しなければならない。また、当法人を退会する者は、所定の退会届を提出しなければならない。

（規程の変更）

第7条 この規程の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

1 この規程は、設立日から施行する

別表1（第4条関係）

種別種類		会費
正会員	法人、団体	1口 10,000 円(10 口 100,000 円以上)
	個人	1口 2,000 円
賛助会員	法人、団体	1口 10,000 円
	個人	1口 2,000 円